

所得税法の一部を改正する法律案

案(一部改正)

現行

(定義)  
第二条

一号(三十一号) (略)

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下この号において「給与所得等」という。)を有するものうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校の学生、生徒又は児童

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人、同法第六十四条第四項(私立専修学校及び私立各種学校)の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項(各種学校)に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ (略)

(定義)  
第二条

一号(三十二号) (略)

三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下この号において「給与所得等」という。)を有するものうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校の学生、生徒又は児童

ロ 国、地方公共団体又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条(定義)に規定する学校法人、同法第六十四条第四項(私立専修学校及び私立各種学校)の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める法人の設置した学校教育法第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項(各種学校)に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ (略)

所得税法施行令の一部を改正する政令案

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(勤労学生の範囲)</p> <p>第十一条の三 法第二条第一項第三十二号ロ(勤労学生の意義)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第十一号(事業)に掲げる事業を行う農業協同組合連合会及び医療法人</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項(各種学校)に規定する各種学校のうち、教育水準を維持するための教員の数その他文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>2 法第二条第一項第三十二号ロ又は八に規定する政令で定める課程は、当該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に掲げる事項に該当する課程とする。</p> <p>一 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校の同法第八十二条の三第一項(専修学校の課程)に規定する高等課程及び専門課程 次に掲げる事項</p> <p>イ 職業に必要な技術の教授をすること。</p> <p>ロ その修業期間が一年以上であること。</p> <p>ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること(夜間その他特別</p>	<p>(勤労学生の範囲)</p> <p>第十一条の三 法第二条第一項第三十二号ロ(勤労学生の意義)に規定する政令で定める法人は、独立行政法人労働者健康福祉機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第十一号(事業)に掲げる事業を行う農業協同組合連合会及び医療法人とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 法第二条第一項第三十二号ロ又は八に規定する政令で定める課程は、当該課程が次の各号に掲げる課程のいずれの区分に属するかに応じ当該各号に掲げる事項に該当する課程とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校の同法第八十二条の三第一項(専修学校の課程)に規定する高等課程及び専門課程 次に掲げる事項</p> <p>イ 職業に必要な技術の教授をすること。</p> <p>ロ その修業期間が一年以上であること。</p> <p>ハ その一年の授業時間数が八百時間以上であること(夜間その他特別</p>

な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。)

二 その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

二 前号に掲げる課程以外の課程 次に掲げる事項

イ 前号イ及び二に掲げる事項

ロ その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が一年以上であつて一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が二年以上であること。

ハ その一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が六百八十時間以上であること。

3 文部科学大臣は、第一項第二号の基準を定めるときは、これを告示する。

な時間において授業を行う場合には、その一年の授業時間数が四百五十時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が八百時間以上であること。)

二 その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。

二 前号に掲げる課程以外の課程 次に掲げる事項

イ 前号イ及び二に掲げる事項

ロ その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が一年以上であつて一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が二年以上であること。

ハ その一年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が六百八十時間以上であること。

(新設)

所得税法施行規則の一部を改正する省令案

案（一部改正）

現行

<p>第四十七条の二 1～3（略） 4 令第二百六十二条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。</p>	<p>第四十七条の二 1～3（略） 4 令第二百六十二条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>
<p>一 その者が、法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に規定する専修学校又は各種学校（以下この号において「専修学校等」という。）の生徒である場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該専修学校等の設置する課程が、令第十一条の三第二項第一号（勤労学生控除の範囲）に掲げる課程である場合には同号に掲げる事項に、同項第二号に掲げる課程である場合には同号に掲げる事項に該当するものである旨を文部科学大臣が証する書類（当該専修学校等の設置する者が同条第一項第二号に掲げる者である場合には、当該書類及び当該専修学校等が同号に規定する文部科学大臣が定める基準を満たすものである旨を文部科学大臣が証する書類）の写しとして当該専修学校等の長から交付を受けたもの</p> <p>ロ 令第十一条の三第二項第一号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に掲げる事項に、同項第二号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に掲げる事項に該当する課程を履修する者である旨をイの専修学校等の長が証する書類</p>	<p>一 法第二条第一項第三十二号ロ（定義）に規定する専修学校若しくは各種学校の設置する課程又は職業訓練法人の行う同号八に規定する認定職業訓練の課程が、令第十一条の三第二項第一号（勤労学生控除の範囲）に掲げる課程である場合には同号に掲げる事項に、同項第二号に掲げる課程である場合には同号に掲げる事項に該当するものである旨を文部科学大臣又は厚生労働大臣が証する書類の写しとして当該専修学校又は各種学校の長又は当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの</p>
<p>二 その者が、法第二条第一項第三十二号八に規定する職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者である場合 次に掲げる書類</p> <p>イ 当該職業訓練法人の行う認定職業訓練の課程が令第十一条の三第二</p>	<p>二 その者が、令第十一条の三第二項第一号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に掲げる事項に、同項第二号に掲げる課程を履修する者である場合には同号に掲げる事項に該当する課程を履修する者</p>

（新設）

項第二号に掲げる事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が証する書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの

□ 令第十一条の三第二項第二号に掲げる事項に該当する課程を履修する者である旨をイの職業訓練法人の代表者が証する書類

である旨を前号の専修学校若しくは各種学校の長又は職業訓練法人の代表者が証する書類

(新設)

文部科学省告示第四十八号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十一条の三第一項第二号の規定に基づき、文部科学大臣が定める基準を次のように定め、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

文部科学大臣 小坂 憲次

- 一 所得税法施行令第十一条の三第二項に規定する課程を履修する生徒の数が二十人以上であること（二十人に満たない場合であつて、相当の期間内に二十人以上となる見込みがあるときを含む。）。
- 二 職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、实际生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。
- 三 教育水準を維持するための教員の数が、前号の授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、三人を下ることができない。